



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年11月29日火曜日 第2829号

◇ 目 次 ◇

クリーニング業法による研修の指定..... (薬務衛生課) ... 936
 クリーニング業法による講習の指定..... (") ... 936
 都市計画事業の認可..... (都市整備課) ... 937
 指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正..... (会計課) ... 937
 指定居宅サービス事業者の指定..... (東予地方局地域福祉課) ... 938
 指定介護予防サービス事業者の指定..... (") ... 938
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要(2件)..... (東予地方局環境保全課) ... 938
 建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) ... 942
 開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 942
 道路の区域変更(県道舟間伊予吉田停車場線)..... (南予地方局管理課) ... 942
 道路の供用開始(県道舟間伊予吉田停車場線)..... (") ... 942
 道路の区域変更(県道小田河辺大洲線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 943
 道路の供用開始(")..... (") ... 943

公 告

争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 943
 土地の売払い..... (森林整備課) ... 943

告 示

○愛媛県告示第1309号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定により、次のとおりクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定した。

平成28年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 研修の名称
クリーニング師研修
- 2 主催者
東京都港区新橋6丁目8番2号
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
理事長 吉 井 眞 人
- 3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成29年2月5日(日)	松山市三番町6丁目4-20 松山市男女共同参画推進センター(コムズ)

- 4 受講料
5,000円

○愛媛県告示第1310号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3の規定により、次のとおりクリーニング所又は無店舗取次店の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定した。

平成28年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 講習の名称
クリーニング業務従事者講習

2 主催者

東京都港区新橋6丁目8番2号
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
理事長 吉 井 眞 人

3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成29年2月5日(日)	松山市三番町6丁目4-20 松山市男女共同参画推進センター(コムズ)

4 受講料

4,500円

○愛媛県告示第1311号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成28年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 施行者の名称

松山市

2 都市計画事業の種類及び名称

松山広域都市計画道路事業

3・2・60号 松山駅北東西線

3・3・10号 松山駅前衣山線

3 事業施行期間

平成28年11月29日から

平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県松山市宮田町

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第1312号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等(昭和48年9月愛媛県告示第822号)の一部を次のように改正する。

平成28年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>一・二 省略</p> <p>三 収納代理金融機関の名称、位置等</p> <p>(一) 名称及び位置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)~(18) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(19) <u>観音寺信用金庫</u></td> <td><u>観音寺市観音寺町甲3377番地の3</u></td> </tr> <tr> <td>(20) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(二) 店舗の名称、位置等</p> <p>1 収納代理総括店</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三井住友信託銀行松山支店</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>観音寺信用金庫四国中央支店</td> <td>四国中央市金生町下分771番地</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 収納代理取扱店</p> <p>愛媛信用金庫、宇和島信用金庫、東予信用金庫及び川之江信用金庫の本店及び支店並びに四国労働金庫の県内の支店</p> <p>愛媛県信用漁業協同組合連合会の本所及び支所</p> <p>みずほ銀行及び三井住友銀行の本店、支店及び出張所並</p>	名 称	位 置	(1)~(18) 省略		(19) <u>観音寺信用金庫</u>	<u>観音寺市観音寺町甲3377番地の3</u>	(20) 省略		名 称	位 置	省略		三井住友信託銀行松山支店	省略	観音寺信用金庫四国中央支店	四国中央市金生町下分771番地	省略	1	<p>一・二 省略</p> <p>三 収納代理金融機関の名称、位置等</p> <p>(一) 名称及び位置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)~(18) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(19) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(二) 店舗の名称、位置等</p> <p>1 収納代理総括店</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三井住友信託銀行松山支店</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 収納代理取扱店</p> <p>愛媛信用金庫、宇和島信用金庫、東予信用金庫及び川之江信用金庫の本店及び支店並びに四国労働金庫の県内の支店</p> <p>愛媛県信用漁業協同組合連合会の本所及び支所</p> <p>みずほ銀行及び三井住友銀行の本店、支店及び出張所並</p>	名 称	位 置	(1)~(18) 省略		(19) 省略		名 称	位 置	省略		三井住友信託銀行松山支店	省略	省略	
名 称	位 置																																
(1)~(18) 省略																																	
(19) <u>観音寺信用金庫</u>	<u>観音寺市観音寺町甲3377番地の3</u>																																
(20) 省略																																	
名 称	位 置																																
省略																																	
三井住友信託銀行松山支店	省略																																
観音寺信用金庫四国中央支店	四国中央市金生町下分771番地																																
省略	1																																
名 称	位 置																																
(1)~(18) 省略																																	
(19) 省略																																	
名 称	位 置																																
省略																																	
三井住友信託銀行松山支店	省略																																
省略																																	

びに中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島銀行、香川銀行、高知銀行、三井住友信託銀行、観音寺信用金庫及び商工組合中央金庫の県内の支店

びに中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島銀行、香川銀行、高知銀行、三井住友信託銀行 _____ 及び商工組合中央金庫の県内の支店

○愛媛県告示第1313号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。
平成28年11月29日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

Table with 4 columns: 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名, 指定居宅サービス事業所 (名称, 所在地), 指定年月日, サービスの種類. Rows include 株式会社曾我商会 for 福祉用具貸与 and 特定福祉用具販売.

○愛媛県告示第1314号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。
平成28年11月29日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

Table with 4 columns: 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名, 指定介護予防サービス事業所 (名称, 所在地), 指定年月日, サービスの種類. Rows include 株式会社曾我商会 for 介護予防福祉用具貸与 and 特定介護予防福祉用具販売.

○愛媛県告示第1315号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成28年11月29日

愛媛県西条保健所長 武方 誠二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 中里 佳明
2 事業場の名称及び所在地
住友金属鉱山株式会社東予工場
西条市船屋字新地乙145番地1
3 特定施設に関する事項

Table with 2 columns: 特定施設の種別, 内容. Rows include 水質汚濁防止法施行令 (昭和46年政令第188号) 別表第1第62号水 摩ガス洗浄施設, 1時間当たり178,600ノルマル立方メートル, 許可後直ちに, 着工後約1年.

Table with 2 columns: 使用開始の予定年月日, 完成後直ちに. Rows include 特定施設の使用時間間隔 (連続), 特定施設の1日当たりの使用時間 (24時間), 特定施設の使用の季節的変動の概要 (なし), 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 (水素イオン濃度, 化学的酸素要求量, 浮遊物質量, 窒素含有量, りん含有量), 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル).

4 汚水等の処理施設に関する事項

設 置 年 月 日	平成13年11月30日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理及び化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和沈殿方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート、FRP及びステンレス製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 29メートル 横 39メートル 高さ 13メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり2,700立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和、酸化及び凝集沈殿		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 0.5~3.0 最大 0.5~3.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 153.7 最大 316.9	通常 17.6 最大 22.7
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 220 最大 530	通常 10 最大 25
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 13.6 最大 41.5	通常 11.3 最大 34.8
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9.1 最大 19.0	通常 0.15 最大 0.59
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2,100 最大 2,700	通常 2,100 最大 2,700	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 内港2号排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.3 最大 3.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 50
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.6
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.05 最大 0.11
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 144,000 最大 187,600	

りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.05 最大 0.11
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 144,000 最大 187,600

(2) 内港3号排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.5 最大 3.3
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 50
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.4 最大 2.6
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.06 最大 0.16
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 281,402 最大 356,073

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1316号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成28年11月29日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

四国医療サービス株式会社
高知県高知市南竹島町35番地
代表取締役社長 吉永 英人

2 事業場の名称及び所在地

四国医療サービス株式会社新居浜工場
新居浜市黒島一丁目7番35号

3 特定施設に関する事項

(1) ①

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第67号 洗濯業の用に供する洗浄施設
特 定 施 設 の 能 力	1回当たり60キログラム処理
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後2日
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成の翌日

特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8 最大 7.5~9
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 135 最大 190
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 90 最大 140
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 13
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 128 最大 137	

(2) ②

特定施設の種 類	政令別表第1第67号 洗濯業の用に供する洗浄施設	
特定施設の能力	1回当たり60キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8 最大 7.5~9
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 135 最大 190
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 90 最大 140
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 13
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 5

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 128 最大 137
------------------------	------------------

(3) ⑤

特定施設の種 類	政令別表第1第67号 洗濯業の用に供する洗浄施設	
特定施設の能力	1回当たり100キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8 最大 7.5~10
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 145 最大 220
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 200
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 13
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 26 最大 28	

(4) ⑥

特定施設の種 類	政令別表第1第67号 洗濯業の用に供する洗浄施設	
特定施設の能力	1回当たり100キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8 最大 7.5~10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 145 最大 220
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 200
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 13
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 26 最大 28	

(5) ⑦

特定施設の種別	政令別表第1第67号 洗濯業の用に供する洗浄施設	
特定施設の能力	1回当たり60キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8 最大 7.5~10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 145 最大 220
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 200
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 13
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 14 最大 16	

4 汚水等の処理施設に関する事項

設置年月日	平成元年1月31日		
処理施設の種別	生物化学的処理及び物理化学的処理		
処理施設の型式	接触酸化及び三次処理		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 10.9メートル 横 32メートル 高さ 5.5メートル		
処理施設の能力	1日当たり400立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	接触酸化及び三次処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8 最大 10	通常 6.7~7.5 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 140 最大 200	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7 最大 8	通常 6 最大 8
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 6	通常 4.5 最大 5
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 360 最大 390	通常 360 最大 390

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.7~7.5 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 8

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	4.5
	最大	5

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	360
	最大	390

○愛媛県告示第1317号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般-23)第16039号	平成23年 10月20日	(株)石水	石水 裕三	新居浜市北内町2-8-27	平成28年 10月3日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-24)第1705号	平成24年 10月15日	川之江土産産(株)	大西 治	四国中央市川之江町4084-2	平成28年 10月3日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-24)第15228号	平成25年 1月22日	伊藤建築	伊藤 肇	西条市中野甲1284	平成28年 10月3日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1318号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年11月29日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
28中局建(開)第32号 平成28年11月14日	伊予郡松前町大字上高柳字横田71番1、71番2	松山市余戸中一丁目7番14号 ジョイフルプラザ余戸中503号 中 矢 一 馬

○愛媛県告示第1319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	舟間伊予吉田停車線	宇和島市吉田町南君立目2042番3地先から 同町南君立目2095番9地先まで	旧	メートル 6.1~7.4	キロメートル 0.318	
			新	9.8~10.9	0.318	

○愛媛県告示第1320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のよう開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	舟間伊予吉田停車線	宇和島市吉田町南君立目2077番3地先から 同町南君立目2095番9地先まで	平成28年11月29日

○愛媛県告示第1321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成28年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂1100番1から 同町山鳥坂1099番1まで	旧	メートル 11.2~28.6	キロメートル 0.085	
			新	11.2~32.0	0.085	

○愛媛県告示第1322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成28年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂1100番1から 同町山鳥坂1099番1まで	平成28年11月29日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成28年11月16日あったので公表する。

平成28年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成28年度年末一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成28年12月1日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
公益財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786 - 13
公益財団法人 正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地

- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年11月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
土地の売払い
 - (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積	予定価格
西条市大野379番1	雑種地	1,781.00㎡	19,500,000円
西条市大野379番4	宅 地	435.58㎡	

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

- (2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成28年11月29日（火）から平成28年12月16日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県農林水産部森林局森林整備課公益林整備グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 （089）912 2602

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定

する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成28年12月16日(金)午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成28年12月7日(水)午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成29年1月17日(火)午前10時30分

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県西条市丹原町池田1611番地

愛媛県東予地方局西条第二庁舎4階大会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地

を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。